

宮崎県健康長寿社会づくり推進会議
「宮崎県健康経営サポート企業」登録事業実施要綱

平成 30 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県民一人ひとりやその家族が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できる「健康長寿社会」の実現に向けて、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議と連携して、健康経営の普及啓発に積極的に取り組む企業及び団体（以下「企業等」という。）を「宮崎県健康経営サポート企業」として登録する制度について必要な事項を定める。

(対象企業等)

第 2 条 登録の対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす企業等とする。

- (1) 県内に主たる事業所又は支店等を有すること
- (2) 第 4 条に掲げる取組を実施すること
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 公序良俗に反する企業活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 特定の思想、信条の普及又は宣伝を目的とすると認められるもの
 - ウ その他、会長が不適切と認めるもの

(登録の手続き等)

第 3 条 宮崎県健康経営サポート企業として登録を希望する企業等は、会長に、宮崎県健康経営サポート企業登録申込書（別記様式 1 号）を提出するものとする。

- 2 会長は、申込書の提出があった場合は、書類審査等を行い、第 2 条に規定する要件を満たすと認められる場合には、宮崎県健康経営サポート企業（以下「登録企業」という。）として登録するものとする。
- 3 会長は、前項の規定による登録を行ったときは、登録企業に対して通知する。
- 4 登録企業は、宮崎県健康経営サポート企業情報シート（別記様式 2 号）を通知日から 14 日以内に会長に提出するものとする。
- 5 会長は、前項の情報シートを、宮崎県のホームページ等により公表するものとする。

(取組内容)

第 4 条 登録企業は、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議と連携して、県内企業等に対して次の各号のいずれかの取組を行うものとする。

- (1) 健康経営の啓発
 - (2) 健（検）診受診率向上のための支援
 - (3) 健（検）診結果の活用など生活習慣改善のための支援
 - (4) 働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランス推進のための支援
 - (5) その他健康経営実践のための支援
- 2 登録企業の名称を使用して前項の取組を行うに当たって、営利行為は行わないものとする。

(取組状況の報告)

第5条 登録企業は、毎年度、翌年度の4月末日までに、宮崎県健康経営サポート企業取組状況報告書（別記様式第3号）により、会長に取組状況を報告しなければならない。

(登録内容の変更)

第6条 登録企業は、登録内容に変更があった場合には、変更届出書（別記様式第4号）を速やかに会長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第7条 登録企業は、登録を辞退しようとするときは、辞退届出書（別記様式第5号）を速やかに会長に届け出なければならない。

2 会長は、前項に規定する届出があったときは、登録を取り消すものとする。

3 会長は、第2条第3号に掲げる事項に該当するに至ったと認められるとき、又は第5条に規定する報告が行われなときは、登録企業の登録を取り消すことができるものとする。

(表示)

第8条 登録企業は、商品パッケージやパンフレット等に「宮崎県健康経営サポート企業」である旨の表示をすることができる。ただし、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議が特定の商品等を推奨していると誤認させるような表示を行ってはならない。

(庶務)

第9条 この要綱に定める登録に関する事務は、宮崎県福祉保健部健康増進課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。